

## 公益財団法人浜松国際交流協会職員退職手当支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人浜松国際交流協会職員就業規程（以下「就業規程」という。）第2条に規定する職員（他の団体からの出向又は派遣により常時財団法人浜松国際交流協会（以下「協会」という。）の業務に従事する者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当について必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

- 2 退職手当の額は、第5条に規定する額に別表第1に掲げる勤続年数に応じ、同表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自己の都合により退職する場合の退職手当の額は、前項の規定により計算した額に別表第2に掲げる勤続年数に応じ、同表に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 4 職員が自己の都合によらず、次の各号の一に該当して退職する場合には、第5条に規定する額に5を乗じた額の範囲内で代表理事が定める額を第2項に規定する額に加算することができる。

(1) 職務遂行上の傷病又は死亡により退職した場合

(2) 協会の運営上やむを得ない事由により解雇された場合

(3) 勤続25年以上で退職し、かつ、在職中の勤務成績が優秀であると認められた場合

(退職手当支給の例外)

第3条 就業規程第37条に規定する懲戒免職の処分を受けた者に対しては、退職手当は支給しない。

(勤続年数の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続年数の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち就業規程第26条に規定する休職により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前各号の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数

は切り捨てる。

(退職手当計算の基礎)

第5条 退職手当計算の基礎となる金額は、退職した者の退職の日における給料月額とする。

- 2 前項に規定する給料月額は、職員が退職の日において就業規程第26条に規定する休職、就業規程第37条に規定する出勤停止又は減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母及び祖父母の順位は、次に掲げる順位とする。
    - (1) 父母にあつては、養父母及び実父母の順
    - (2) 祖父母にあつては、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母及び実父母の実父母の順
  - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第8条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(退職手当の返納)

第9条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額を返納させることができる。

- 2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、退職手当の返納に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(口座振替による支払)

第10条 この規程に規定する退職手当は、退職手当を受ける者から申し出があった場合は、その全部を口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、代表理事が定める。

第12条 この規程の規定にかかわらず、公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき財団に派遣された職員については、退職手当を支給しない。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
2年	0.96	18年	15.12
3	1.62	19	15.96
4	2.16	20	16.80
5	2.70	21	18.90
6	3.24	22	19.80
7	4.20	23	20.70
8	4.80	24	23.04
9	5.94	25	24.00
10	6.60	26	24.96
11	7.26	27	25.92
12	8.64	28	26.88
13	9.36	29	31.32
14	10.08	30	32.40
15	11.70	31	33.48
16	12.48	32	34.56
17	13.26	33	39.60

別表第2（第2条関係）

勤続年数	率	勤続年数	率
2年以上 5年未満	40%	20年以上 25年未満	80%
5年以上 10年未満	50	25年以上 30年未満	90
10年以上 15年未満	60	30年以上	100
15年以上 20年未満	70		